

件 名	(1) 地方自治法改正に伴う広域連携協定等について		
質問事項の要旨	<p>人口減、高齢化が進む中で、公共サービスを維持させるため地方自治体間のパートナーシップの構造を着実に機能させることを目的として、平成26年6月25日に地方自治法の一部改正が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①指定都市制度の見直し ②中核市制度と特例市制度の統合 ③新たな広域連携制度の創設 ④その他、認可地縁団体が所有する不動産の特例の創設 <p>以上の4点の改正が行われた。</p> <p>(施行時期は、①が2年以内、②④が平成27年4月1日、③が6ヶ月以内。)</p> <p>特に、新たな広域連携制度にあっては、地方自治体が他の地方自治体と連携して事務処理をする際に基本的な方針や役割分担を定める連携協定を締結できることや自治体がその事務の一部を当該自治体の名において、他の地方自治体の長などに管理・執行させることができるようになり、王寺町としても様々な事務に対して広域連携が考えられることとなった。</p> <p>一例として、文化芸術の共同開催、地域観光振興、図書館の共同運営、土木現場及び積算の共同管理、入札制度の第3者機関設置、上下水道事務の統合処理等々多く考えられる。</p> <p>少子高齢化の時代にあって、行財政改革は不断の改革が必要であり、職員の増員も望めないことから、現行の一部事務組合以外について、今後の方針を伺う。</p> <p>また、認可地縁団体についての基本的な考え方を伺う。</p>		
出席を要求する理事者	町長・教育長・危機管理監・担当部長		
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏名</td> <td style="width: 50%;">清水 勉</td> </tr> </table>	氏名	清水 勉
氏名	清水 勉		